

令和2年度議会フォーラム

(PTAの皆さんとの意見交換会)

開催趣旨

芽室町議会では、平成12年から議会の活性化に取り組み、平成19年3月には、町の最高規範である「芽室町自治基本条例」に議会の役割・責務・情報公開と町民参加の議会活動を規定しました。

その後、議会は、『町民に分かりやすく、開かれ、行動する議会』を目指し、さらに平成25年3月定例会において議会基本条例を議決し、同年4月1日の施行後は、条例に則った活動を継続しています。

議会は、現在、課題として取り組んでいる活動の内容を報告し、町民の皆様とともに「まちづくり」を考える機会とするために議会フォーラム（町民との意見交換会）を開催します。

日 程

- 1 開 会
- 2 開会挨拶
- 3 日程説明
- 4 出席議員の自己紹介
- 5 議会報告・意見交換会
- 6 閉会挨拶
- 7 閉 会



芽室町議会



1. 議会の重点課題

令和2年度 各委員会からの課題報告

●総務経済常任委員会（1項目）

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策について

- 町の新型コロナウイルス感染症対策は、事業者や子育て世代等への経済的支援を中心に放課後児童クラブや児童館の臨時開所、発達支援センターの特別開放など子どもの生活の場の確保やさまざまな感染予防対策を講じてきました。これまでの対策を振り返り、今後必要となる対策等について意見交換します。

●厚生文教常任委員会（1項目）

(1) 地域の特色を生かしたコミュニティスクール

- 今年はじめから新型コロナウイルス感染症拡大防止のため長期間の休校が続きました。
再びコロナ禍のために長期間の休校措置が行われても地域と学校が連携し、子どもたちの学びを支えていくための「体制構築」と「住民理解を図るための取り組み」が必要と考え今年度も継続調査を行っていきます。

2. 町政・まちづくりへのご要望・ご意見など

芽室町議会議員

任期 令和元年5月1日～令和4年4月30日



くろだ よしつぐ
黒田 栄継

当選回数 1回
無所属
総務経済常任委員



たちかわ みほ
立川 美穂

当選回数 2回
無所属
厚生文教常任委員会
委員長
議会運営委員



しばた まさひろ
柴田 正博

当選回数 6回
無所属
総務経済常任委員



なかた ちえこ
中田 智恵子

当選回数 1回
公明党
厚生文教常任委員



なかむら かずひろ
中村 和宏

当選回数 2回
無所属
総務経済常任委員
議会運営委員会
副委員長



にしお かずのり
西尾 一則

当選回数 6回
無所属
総務経済常任委員
監査委員



はしもと かずひと
橋本 和仁

当選回数 1回
無所属
厚生文教常任委員



すずき たけみつ
鈴木 健充

当選回数 2回
無所属
総務経済常任委員会
副委員長
議会運営委員



じょうつう なおひと
常通 直人

当選回数 4回
無所属
副議長
厚生文教常任委員
議会運営委員



ほりきり ただし
堀切 忠

当選回数 1回
日本共産党
総務経済常任委員



てらまち ひらかず
寺町 平一

当選回数 2回
無所属
厚生文教常任委員



さなえ ゆたか
早苗 豊

当選回数 2回
無所属
議長



わたなべ よういちろう
渡辺 洋一郎

当選回数 2回
日本共産党
厚生文教常任委員会
副委員長
議会運営委員



まさむら きみこ
正村 紀美子

当選回数 3回
無所属
総務経済常任委員会
委員長
議会運営委員



かじさわ こうじ
梶澤 幸治

当選回数 2回
無所属
厚生文教常任委員
議会運営委員会
委員長



ひろせ しげお
広瀬 重雄

当選回数 6回
無所属
厚生文教常任委員

令和2年度「議会報告と町民（PTA）との意見交換会（地域フォーラム）」 開催要領

(1)開催趣旨:

芽室町議会では、『町民に分かりやすく、開かれ、行動する議会』を目指し、平成25年3月定例会において議会基本条例を議決し、同年4月1日から施行している。議会は、「議会活性化計画主要事業」の一つに『町民との意見交換会の深化と充実』を掲げ、多様な世代・立場の住民がまちづくりに関わる機会を設けることとしており、現在取り組んでいる議会活動の内容を報告し、町民の皆様とともに「まちづくり」を考える機会とするために「議会報告と町民との意見交換会」を開催する。

(2)主催:

芽室町議会

(3)基本理念:

『町民に分かりやすく、開かれ、行動する議会を目指して』
議会基本条例に基づき、身近な地域課題・行政などへの御提言・御意見をいただき、議会活動につなげる。

(4)令和2年度の議題:

① 議会からの問題提起 ～ 今年度の重点課題

[総務経済常任委員会]: 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策について

[厚生文教常任委員会]: 地域の特色を生かしたコミュニティスクール

② 皆さんからの提言・意見

(5)参加対象者:

町内小中学校単位のPTA（6団体）

(6)開催日程及び開催場所:

3班集体で行う。ただし、PTAの人数によって柔軟に対応するものとする。

基本的に10月から11月末までの期間とし、具体的には各PTAが指定する日程及び場所とする。なお、各PTAが開催場所を指定できない場合は、議会から場所の提供を行うものとする。また、参加者の環境が整えば、タブレット端末を用いたオンライン意見交換の開催も検討する。

各班の出役日時及び担当地区については、随時変更もあり得る。

班内の分担（進行、記録）は、班内で協議し決定すること。

班	担 当 議 員 名◎はリーダー				
1 班	◎正村紀美子 (総務経済)	渡辺洋一郎 (厚生文教)	広瀬 重雄 (厚生文教)	寺町 平一 (厚生文教)	黒田 栄継 (総務経済)
	担当地域:西小学校、西中学校				
2 班	◎立川 美穂 (厚生文教)	中村 和宏 (総務経済)	西尾 一則 (総務経済)	堀切 忠 (総務経済)	橋本和仁 (厚生文教)
	担当地域:上美生小中学校、南小学校				
3 班	◎梶澤 幸治 (厚生文教)	鈴木 健充 (総務経済)	柴田 正博 (総務経済)	中田智恵子 (厚生文教)	常通 直人 (厚生文教)
	担当地域:芽室小学校、芽室中学校				

※令和元年と同じ編成

(7)実施方法:

- ① 全議員が参加するものとし、3班に分けて実施する。
- ② あらかじめグループリーダー、進行、記録者を決定し、リーダー会議を行い、共通認識を持つ。
- ③ 資料説明等ではタブレット端末機を積極的に活用する。
- ④ 意見交換手法はワークショップなど多様な手法を採り入れるよう工夫を行う。
- ⑤ 出された意見については「議会報告と町民との意見交換会」の意見・提案・要望等の取り扱いフローに則り、整理する。
- ⑥ 役割及び分担
 - ア 全体統括・企画： 議会運営委員会で行う。
 - イ 配付資料の作成： 事務局で作成する。各常任委員会が説明すべき事項等は各委員会で作成し共有する。資料の事前配布をして当日説明を効率化する。
 - ウ 意見交換会参加者アンケートの作成： 事務局で作成した様式に記載願い、概ね1週間以内に議長に提出する。
 - エ 会場の設営等： 各PTA会長・事務局と連絡調整し、各班が担う。
 - オ 議会報告及び答弁等： 議会運営委員、各常任委員が行う。
 - カ 記録： 指定様式により、各班内で速やかに「会議記録」としてまとめる。会議記録は、分野ごとに区分するなど、後日、委員会が協議・調査資料として活用しやすいよう、注意すること。
まとめた会議記録は、議長に提出し、PTAに報告する（会議記録の報告期限は意見交換後2週間以内とする）。

記録写真の撮影も各班で担当者を決め、データ等を事務局に届ける。

(8)「議会報告と町民との意見交換会」の進行(各班共通):

[時間の目安]

① 開会あいさつ (各団体) ※司会進行 (各団体)	3分
② 日程の説明 (各団体)	2分
③ 議会報告	10分
④ 意見交換(質疑応答)	70分
⑤ 閉会あいさつ (各団体)	3分

※全体時間を「90分以内」として開催する。

※状況等に応じ団体と議員との協議により、役割を分担しても差し支えない。

(9)報告書配付:

参加者へ後日配布する(郵送等)。報告書の内容は、

- ① 出された意見及びその意見に対する回答文
- ② 意見交換会参加者アンケートの結果内容
- ③ その他

(10)傍聴:

- ・少人数による開催の趣旨から、傍聴は控えるものとする。
- ・特別の場合を除き、事務局職員の同行もしないものとする。

(11)新型コロナウイルス感染症対策:

・「北海道スタイル」を遵守した開催とする。(別紙 参考:参照)

- 手を洗う・手指消毒を徹底する
- マスク着用など咳エチケットを徹底する
- こまめな換気を行う
- 3つの密を避ける



○芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

(平成 24 年 4 月 12 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、芽室町議会基本条例（平成 25 年芽室町条例第〇号）第 8 条に規定する議会報告と意見交換会（以下「意見交換会」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第 2 条 意見交換会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 地域との意見交換会 あらかじめ議会が定めた議題について、町の区域を議会が別に定めるところにより指定する地区（以下、「地区」という。）を基本単位として実施する意見交換会をいう。
- (2) 団体との意見交換会 議会が取り組む政策立案等について、関係ある町民団体等と実施する意見交換会をいう。
- (3) 議会報告会 意見交換会に合わせて、議会活動などについて伝える機会をいう。

(地域との意見交換会の実施)

第 3 条 地域との意見交換会は、前条（1）により定めた地区において年 1 回実施する。

2 議会は、地域との意見交換会の開催日時、会場等について、議会だより及び町議会のホームページ等への掲載、開催地区における開催案内文書の回覧等の方法により、広く周知を図るものとする。

(団体との意見交換会の実施)

第 4 条 団体との意見交換会は、教育、文化、福祉、産業等の分野ごとに行う意見交換会であるところから、常任委員会において政策立案等を実施するため必要に応じて開催するほか、町民団体等の要請に応じて開催するものとする。

(議員の留意事項)

第 5 条 意見交換会において、出席する議員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 町民の多様な意見を把握し、議会内での議論・政策形成につなげていくために、町民の意見・要望の意図・真意等を聴取すること。
- (2) 町民から意見、質問に対する返答等を求められた場合には、議会としての考え方、議論の経過等を説明することとし、議員個人としての見解を述べないこと（議員個人の考えを求められた場合その他個人の見解を明らかにする必要がある場合を除く。）。
- (3) 執行機関の立場での説得的な説明、答弁等は行わないよう留意すること。

(意見等の集約)

第6条 意見交換会に出席した議員は、町民の意見及び提言その他意見交換の内容(以下、この条において「意見等」という。)について、要点をまとめ記録したうえで別に定める様式により議長に報告するものとする。

2 議長は、前項の規定により報告を受けた意見等の整理及び検討について、議会運営委員会に依頼するものとする。

3 議会運営委員会は、前項の規定により意見等の整理及び検討について議長の依頼を受けたときは、議会における当該意見等への対応を協議し、その結果を議長に報告するものとする。

4 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、今後の議会運営において適切に対処するものとする。

(報告書の公表)

第7条 議会は、前条の規定により集約した意見等について、当該意見等に対する議会の対応と併せて議会だより及び議会ホームページ等において公表するものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、意見交換会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

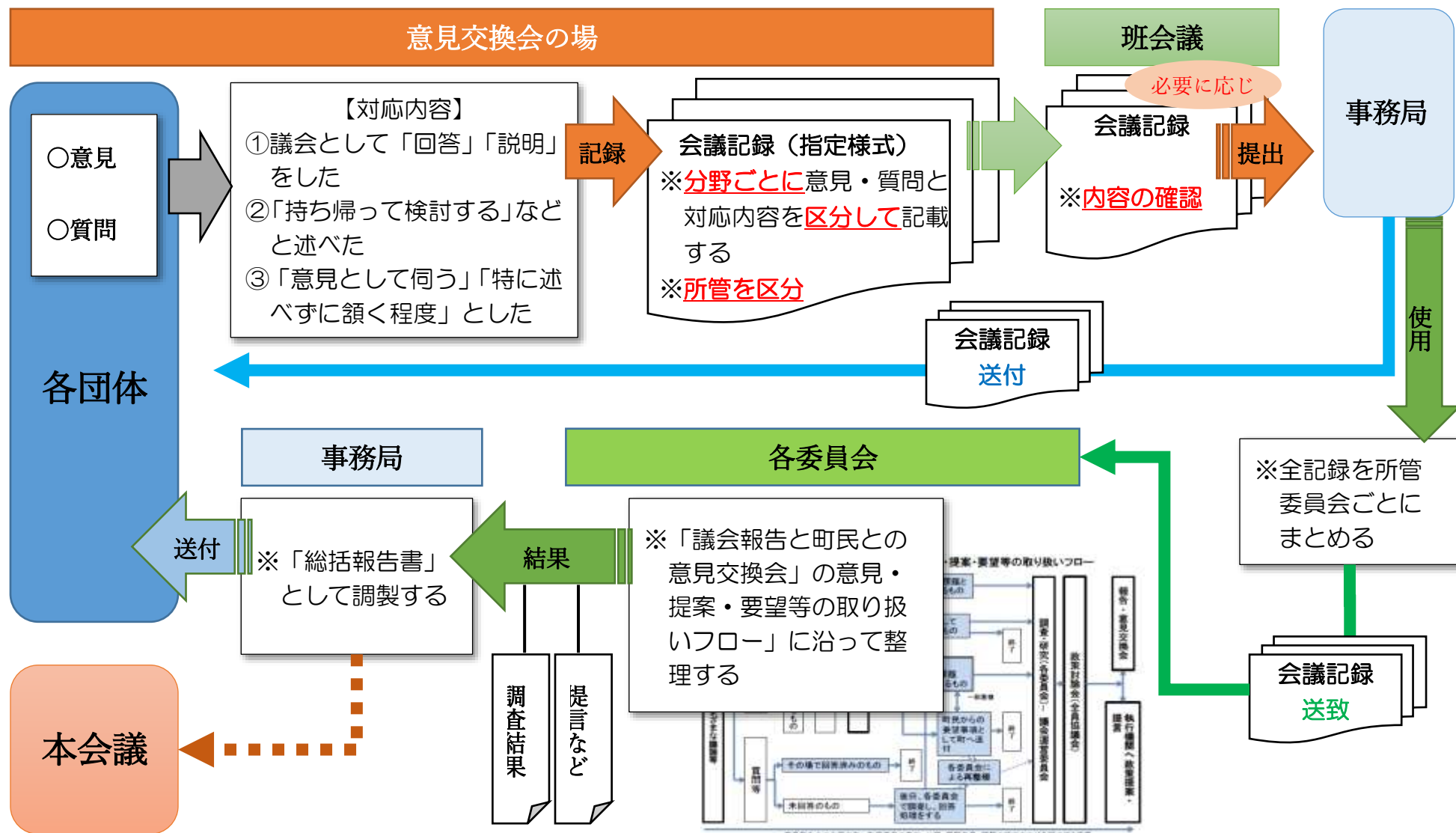
意見交換会・会議名： ○○小PTAとの意見交換会

- 開催年月日： R1年 11月 24日
 ■開催場所： ○○小会議室
 ■出席議員： A議員、B議員、C議員、D議員、D議員
 ■参加者： Fさん、Gさん、Hさん、Iさん、P先生 (合計：5人)
 ■記録者名： B議員

(記載例)

意見交換内容	
テーマ	温水プール建て替えについて
Q：プールの建て替えについてどう考えますか？	
<ul style="list-style-type: none"> ・プールを新設するなら、十勝オーバルにあるように屋内に走路があると良い。 	
Q：走路を作るとコスト増が考えられるが、建設コストについてはどう考えますか？	
<ul style="list-style-type: none"> ・冬期間の運動施設が不足しているので、整備が必要でありその分のコストはかかっても良い。 ・将来の負担を増やすようなことは避けるべきだ。 	
Q：帯広の森プールなど、広域で活用することも考えられますが、いかがでしょうか？	
<ul style="list-style-type: none"> ・芽室町が自前で整備することが大切。 	
Q：自前の整備が必要という意見がありましたが他の皆さんは？	
<ul style="list-style-type: none"> ・自前では不要。帯広の森や西帯広の高校など含めて送迎バスがあれば良い。 ・健康づくりのためのだけに多額のプールは不要。 	
Q：建設費用が安ければ自前で建て替えを行うほうが良いでしょうか？	
<ul style="list-style-type: none"> ・町の試算では、どのくらいの建設費になるのか？ 	
A：約15億円と試算しています。	
<ul style="list-style-type: none"> ・感覚だがプールに15億では高いのではないか。庁舎の支払いもあるだろうし。 	

町民との意見交換会の「報告」の流れ [H30～年度版]



令和2年度 PTAの皆さんとの意見交換会

芽室町議会の重点課題

北海道芽室町議会

総務経済常任委員会

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策



北海道芽室町議会

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策

北海道芽室町議会

地域の特色を生かしたコミュニティスクール

1、現状の課題

- コロナ禍が完全に終息するまでは断続的に休校措置が行われる可能性があります
- 「新しい生活様式」で過ごすなか、地域住民と協働でCS事業を推進するには活動に制限があり工夫が必要です

北海道芽室町議会

地域の特色を生かしたコミュニティスクール

2、課題を解決するために必要な政策

- CSに関わる関係者（学校、地域、保護者、行政）による十分な共通認識のもとで行われる地域の特色を生かした学校運営と子どもの活動拠点作り
- コロナ禍においても多様な手法を用いたコミュニティスクールの推進

北海道芽室町議会

地域の特色を生かしたコミュニティスクール

3、委員会が取り組むべきこと

- 今年は実質2ヶ月遅れの新学期スタートとなりました。
コロナ禍によって新たに生じた課題の把握を行います
- 全国の先進事例や専門知見の活用を図り多様な手法を検討します
- 町内3中学校区に配置されているCSコーディネーターと協議の場を持ち課題解決に向けた議論を進めます

北海道芽室町議会

それでは
グループごとに…

ディスカッション！

